

特別養護老人ホーム ミ・カサ 利用料金表

2024年 6月1日現在

* 介護度別料金表

単位:円

	介護度	1日あたり利用料内訳				1ヶ月(30日)あたり合計額※ (1割負担の場合)	
		介護サービス費 (1割負担の場合)	食費	居住費	合計額		
その他の月	要介護1	741	1,445	2,006	4,192	要介護1	125,760
	要介護2	811	1,445	2,006	4,262	要介護2	127,860
	要介護3	886	1,445	2,006	4,337	要介護3	130,110
	要介護4	957	1,445	2,006	4,408	要介護4	132,240
	要介護5	1,026	1,445	2,006	4,477	要介護5	134,310

介護サービス費は

①基本報酬 ②日常生活継続支援加算 (46単位) ③看護体制加算Ⅰ(口) (4単位) ④夜勤職員配置加算Ⅳ(口) (21単位)	}	を含んだ場合の金額です。
--	---	--------------

介護サービス費については1割負担の方を表示しておりますが、負担割合によっては2倍・3倍になります。

②の日常生活継続支援加算に代え、サービス提供体制加算(18単位)が適用される場合は、1日当たり28円減額となります。

※その他

介護サービス費の1カ月合計に処遇改善加算が加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護サービス費1ヶ月合計の14%加算されます。

☆ 下記の金額については、提供させていただいた場合のみ、加算されます。

- ※ 科学的介護推進体制加算 50単位/月
- ※ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位/月
- ※ 外泊時費用 246単位/日
- ※ 褥瘡マネジメント加算 13単位/月
- ※ 療養食を提供させていただく場合 6単位/食
- ※ 排泄障害等の為に支援計画を元に排泄支援を行う場合 10単位/月
- ※ 経管栄養から経口摂取促進の栄養管理を実施する場合 28単位/日
- ※ 新規入所時及び長期入院から退院後の30日間の初期加算 30単位/日
- ※ 安全対策体制加算 20単位/入所時
- ※ 厚生労働省が定める新興感染症等施設療養費 240単位/日
- ※ 入所者が医療機関へ退所した場合の退所時情報提供加算 250単位/回
- ※ 協力医療機関連携加算 100単位/月

※負担限度額認定証をお持ちの場合の高額介護サービス費受給後の実質負担額

単位：円

(非課税世帯対象)		介護サービス費*2 (1か月)	食費 (1日)	居住費 (1日)	30日あたりの合計額 (30日)
第1段階		15,000	300	820	48,600
第2段階			390	820	51,300
第3段階	①	21,240 ~ 24,600	650	1,310	80,040 ~ 83,400
	②		1,360	1,310	101,340 ~ 104,700

*2 高額介護サービス費受給後の実質負担額

【利用者負担段階表】

区分	該当要件
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税非課税世帯であって、年金収入等80万円以下の方 ・預貯金額が単身で650万円以下、ご夫婦で1,650万円以下の方
第3段階 ①	・市町村民税非課税世帯であって、年金収入等80万円超120万円以下の方 ・預貯金額が単身で550万円以下、ご夫婦で1,550万円以下の方
第3段階 ②	・市町村民税非課税世帯であって、年金収入等120万円超の方 ・預貯金額が単身で500万円以下、ご夫婦で1,500万円以下の方
第4段階	・上記以外の方

※ 年金収入等＝公的年金等収入金額+その他の合計所得額

※ 遺族年金等の非課税年金についても収入として勘案されます。

利用料以外の料金

理美容代	訪問理美容	実費
ドライクリーニング	水洗いできないもの	実費
特別食代	出前など	実費
おやつ代	10時・15時に提供	100円
預かり金管理料	管理・代行料として(1ヶ月)	1,000円
日常生活品等の購入にかかる費用		実費
健康管理費用(インフルエンザ予防接種など)		実費

※ 外泊・入院は各最高で月あたり6日間を介護サービス費として外泊時費用を1日246円請求いたします。

※ 外泊・入院中は空床利用のショートが無い場合、部屋代(居住費の実費)を請求いたします。

特別養護老人ホーム ミ・カサ 短期利用料金表

2024年 6月1日現在

* ショートステイ料金表 単位:円

1日あたり利用料内訳※				
介護度	介護サービス	食費*1	居住費	合計額
要支援1	547	1,445	2,006	3,998
要支援2	674	1,445	2,006	4,125
要介護1	746	1,445	2,006	4,197
要介護2	814	1,445	2,006	4,265
要介護3	889	1,445	2,006	4,340
要介護4	960	1,445	2,006	4,411
要介護5	1,029	1,445	2,006	4,480

※介護サービス費1割負担の場合
 ※要支援の方の介護サービス費にはサービス提供体制加算Ⅱのみ含まれます。(18単位)
 ※要介護の方の介護サービス費に:
 ・サービス提供体制加算Ⅱ(18単位)
 ・看護体制加算Ⅰ (4単位)
 ・夜勤職員配置加算Ⅳ (20単位)
 を含みます。

※その他

- 介護サービス費の1カ月合計に処遇改善加算が加算されます。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護サービス費1ヶ月合計の14%加算されます。
- ※送迎料は、別途片道184円が必要です。
- ※療養食を提供させていただく場合は、1食あたり8円加算されます。
- ※緊急に短期入所生活介護を受け入れる場合には1日あたり90円加算されます(最大14日間)。
- ※平成27年8月以降はご本人の所得が160万円を超える場合などは介護サービス費が上記の2倍となることがあります。(ご本人の年金収入が280万円以上の場合などが該当します。)
- *1 食費の内訳は朝食 335円 昼食 555円 夕食 555円となります。

*負担限度額認定証をお持ちの場合、1日当たりの上限は下記のとおり減額されます。

単位:円

介護度	介護サービス費	(第2段階)			(第3段階)①			(第3段階)②		
		食費	居住費	合計額	食費	居住費	合計額	食費	居住費	合計額
要支援1	547	600	820	1,967	1,000	1,310	2,857	1,300	1,310	3,157
要支援2	674	600	820	2,094	1,000	1,310	2,984	1,300	1,310	3,284
要介護1	746	600	820	2,166	1,000	1,310	3,056	1,300	1,310	3,356
要介護2	814	600	820	2,234	1,000	1,310	3,124	1,300	1,310	3,424
要介護3	889	600	820	2,309	1,000	1,310	3,199	1,300	1,310	3,499
要介護4	960	600	820	2,380	1,000	1,310	3,270	1,300	1,310	3,570
要介護5	1,029	600	820	2,449	1,000	1,310	3,339	1,300	1,310	3,639

【利用者負担段階表】

区分	該当要件
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階 ①	・市町村民税非課税世帯であって、年金収入等80万円超120万円以下の方 ・預貯金額が単身で550万円以下、ご夫婦で1,550万円以下の方
第3段階 ②	・市町村民税非課税世帯であって、年金収入等120万円超の方 ・預貯金額が単身で500万円以下、ご夫婦で1,500万円以下の方
第4段階	・上記以外の方

※ 年金収入等＝公的年金等収入金額+その他の合計所得額
 ※ 遺族年金等の非課税年金についても収入として勘案されます。

* その他 利用料以外の料金について

特別食代	出前など	実費
おやつ代	10時・15時に提供	100円/日
日常生活品等の購入にかかる費用		実費